

令和5年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和5年11月7日（火） 14:00～15:45

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 矢部 智之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
森本 亨 千葉県弁護士会京葉支部
赤川 和弘 船橋市医師会
山本 誠一 千葉県社会福祉士会
野口 友子 船橋市障害者成年後見支援センター
渡邊 哲也 千葉県精神保健福祉士協会
原田 裕仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部
大谷 美香 船橋市社会福祉協議会
ふなばし高齢者等権利擁護センター
小島 伸子 船橋市民生児童委員協議会
益永 展秀 船橋市介護支援専門員協議会

オブザーバー 相澤 彰 千葉家庭裁判所 主任書記官
柳井 節子 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 高齢者福祉部 滝口部長
地域福祉課 忍足課長、 障害福祉課 川端課長補佐
生活支援課 吉村主幹、 保健所保健総務課 横山課長
地域包括支援センター所長（西部・南部） ほか職員

事務局 地域包括ケア推進課 窪田課長、板松課長補佐、佐野係長
ほか職員

次 第 1. 開会
2. 議事
（1）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告
（2）社会福祉協議会の法人後見実施について
（3）後見人に向けた研修等の実施について
（4）その他連絡事項等
3. 閉会

傍聴者 0名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会につきましては「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」に基づき開催するもので、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理や、本市の権利擁護支援の方策について検討することを目的としております。

こちらの協議会は公開となりますので、ご了解の程お願いいたします。

次に本日の欠席者でございます。本日は全国権利擁護支援ネットワーク代表であり、本協議会の会長である佐藤委員から欠席の連絡をいただいております。また、保健と福祉の総合相談窓口さーくる、白田委員も欠席でございます。

（傍聴者の確認、事務局より資料、次第の確認）

それでは、これ以降の議事につきましては、本来であれば、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第7条に基づき、会長が議長となり、議事を整理することになっておりますが、本日は会長が不在ですので、同要綱第5条に基づき、副会長である矢部委員に議事の整理をお願いいたします。

矢部副会長、よろしくをお願いいたします。

2. 議事

（1）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告

○矢部副会長

それでは、ここからは私の方で進行をさせていただきます。

ただいまより、令和5年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開会いたします。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。議題1である“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

それでは議題1、“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”について説明をいたします。

船橋市成年後見制度利用促進基本計画については令和4年3月に策定が完了し、

令和4年4月からの5か年計画となっております。

本計画で掲げている取り組みについては、高齢者分野に限らず、障害者や生活困窮を抱える人など、幅広い対象者に対して各分野、各所属において権利擁護に係る各事業が実施されているところです。

船橋市では各分野における権利擁護支援の推進を一体的に行うため、船橋市権利擁護支援等推進協議会において、事業の進捗状況を報告し、より効果的な事業の実施に向けて提言していただき、更なる計画の推進を図るものとしております。

つきましては、令和4年度が終了し、今年で2年目を迎えることになり、これまでの実施状況をA3サイズの資料1「令和4年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 進捗確認シート」にまとめたところでございます。

関係各課から事業の実施状況をお話させていただきますので、何かございましたら委員の皆様からご意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

それではまず、地域包括ケア推進課から報告をさせていただきます。地域包括ケア推進課の報告につきましては事業数が多いため、お時間の兼ね合いから、中核機関をはじめとする主要な事業をピックアップして報告させていただきます。説明がない事業におかれましても、委員のみなさまから希望がありましたらその部分の説明をいたしますので、おっしゃってください。

それでは、この後は中核機関の職員より説明させていただきます。

○事務局（中核機関 国島）

それでは地域包括ケア推進課の実施状況について報告いたします。

A3サイズの資料1をご確認ください。

こちらの進捗確認シートは船橋市成年後見制度利用促進基本計画の3つの基本方針からさらに施策へと枝分かれしているものでございまして、計画の具体的な取り組みに対応している事業を一覧にしたものです。

全てをお話しすることは時間の関係上難しいため、一部をピックアップしてお話させていただきます。

まず、基本方針1「市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備」、施策は「成年後見制度の利用の周知と利用しやすさの向上」、具体的な取り組みの(1)「広報啓発活動の推進」についてご説明いたします。こちらの項目は市民向けに成年後見制度や中核機関の周知の取り組みについて記載している項目です。

こちらの項目では整理番号4「中核機関のリーフレット配布」について説明いたします。

こちらの事業は令和4年度については未実施のため、自己評価はDとなっております。昨年度は中核機関の名称が決まっていなかったため、リーフレットは作成いたしませんでした。

こちらのリーフレットにつきましては、今年度に入り、市川市、浦安市、船橋市共通のリーフレットを作成しております。

本日の資料のひとつである「後見人等へ選任された皆さまへ」のリーフレットをご覧ください。こちらのリーフレットについては千葉家庭裁判所市川出張所管轄の3市合同で作成したものでございまして、市川市社会福祉協議会からお声を掛けていただき、実現に至っております。今年の8月から家庭裁判所で後見等審判が下りたケースにつきまして、審判通知と一緒に送付していただいているところです。

続きまして、施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」(2) 相談支援体制の整備について説明いたします。

こちらの項目は権利擁護に関連する相談事業や機関の整備を掲げており、高齢者、障害者の総合相談や生活困窮の窓口から、必要に応じて権利擁護支援に繋がっていただくことが重要であることから、成年後見制度の専門の窓口だけではなく、市の相談事業を広く掲載しております。

中核機関としては整理番号5と整理番号6に係るところになっておりまして、1次相談機関から相談を受ける2次相談の体制を取っているところです。相談件数や内容についてはこれまでの協議会で報告しているため割愛させていただきますが、後見人からの相談がまだまだ少なく周知の必要性があることから、整理番号5の事業についてはB評価とさせていただきます。

続いて、施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」(3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進のところですか。

こちらの整理番号11、整理番号12の取り組みにつきましても中核機関の相談や会議体の整備を上げておりますが、先ほど説明させていただいた部分と同様、後見人の相談、支援の実績が少ないため、中核機関の周知から進めていき、後見人の方々から相談をいただけるようにしていきたいと考えております。

次に資料1、2枚目をご覧ください。

施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」(4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用についてです。

こちらは専門職のみなさまの支援の力を底上げする取組でございまして、昨年度は地域包括支援センターや障害者の関係機関に向けて研修を行っています。

今回議題にもございますが、今後は後見人向けの研修等を検討中でございます。

続いて、施策「幅広い権利擁護支援における事業の展開」です。

こちらの項目では、判断能力低下に備えた自助による啓発の取り組みや、成年後見制度以外のさまざまな方策について推進していく項目です。

エンディングノート配布状況や成年後見制度利用支援事業などを掲載しております。こちらの項目では整理番号26番について説明いたします。

具体的な取り組みの(3) 身寄りのない人への支援 社会参加や地域で支える仕組みづくり、では、地域包括支援センターが各地区コミュニティで地域ケア会議を実施しております。地域ケア会議では独居高齢者の個別ケア会議、いわゆる事例検

討の会議を数多く実施しており、金銭管理に不安を抱えている事例も少なくありません。また、自治会や民生委員、医療福祉関係者が集まる地域ケア会議全体会議では高齢者の社会参加や啓発のための講演会を開催しております。

中核機関も地域ケア会議に参加し、地域住民に向けて権利擁護の周知のための活動をしているところです。

権利擁護支援の観点においても、重要な会議体であるため、中核機関といたしましては今後も引き続き、地域ケア会議に関り続けていきたいと考えております。

次に資料1の3枚目をご覧ください。

基本方針2 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築、
施策 地域連携ネットワークの構築、具体的な取り組み (1) 支援が必要な人の
早期発見と連携体制の整備、について説明いたします。

こちらの中では度々協議会でも題材に上げておりますが、整理番号27番に権利擁護サポーター養成講座を掲げています。今回の進捗確認シートは令和4年度のものでございますので、この時点ではまだ未実施です。

こちらの事業は、先月10月21日からスタートしておりますので、次回以降で報告させていただければと思います。

続きまして、整理番号32番(2)本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備では、再度掲載させていただいているものでございますが、権利擁護支援定例会議、専門職相談の実施を掲げております。

こちらの事業は中核機関を含む権利擁護の支援者をサポートする会議であり、支援チームを支えるものです。定例会議については現在年4回開催しておりますが、相談も増えていく中、今後数多くの事例に対応するために、開催回数を増やすことについて現在検討中でございます。また、専門職相談は臨時で実施する専門職から助言をいただく事業であります。こちらも含め、会議体のさらなる活用の推進を行ってまいります。

最期に基本方針3、中核機関の設置と環境整備についてです。

こちらでは基本方針のとおり整理番号33番に中核機関の設置運営を掲げております。

中核機関の設置運営についてはこれまでも協議会で何度も報告をさせていただいておりますので、詳細は割愛いたします。

今後も広報啓発・相談等、中核機関の役割を果たすとともに、人材の育成など、さらなる事業の展開を行ってまいります。

地域包括ケア推進課の報告は以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

続きまして地域福祉課から所管事業の説明をいただけますでしょうか。

○地域福祉課 忍足課長

地域福祉課の所管事項についてご説明いたします。

まず1枚目、整理番号10番、総合相談窓口の実施について、こちらをご覧ください。

地域福祉課では「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」を所管しておりまして、制度の狭間にいる方や様々な課題を抱える方の相談支援を行っております。

さーくるにおける令和4年度の延べ相談件数は22,096件ございました。そのうち新規相談は1,556件あり、さらにそのうちDVや虐待に関する相談は42件でした。

さーくるではDVや虐待、差別の疑われる相談があった際には速やかに、地域包括ケア推進課など、関係部署と連携し対応方法についてアドバイスを受けるとともに今後の対応について、協議及び連携を図っているところです。

本市では今年度から重層的支援体制整備事業を開始いたしましたので、以前にも増して各関係機関と連携し、支援体制を築いてまいりたいと考えております。

続いて3枚目をご覧ください。支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備の中で、整理番号29番、地域に向けた啓発活動の実施、こちらをご覧ください。

令和4年度の実績といたしましては出前講座を2回、民生委員や地区社会福祉協議会などに出席いただいた連絡調整会議を1回実施し、さーくるの周知を行いました。今年度の連絡調整会議は1月を予定しておりまして、関係する方々には追って連絡を差し上げる予定です。

また今年度は重層的支援体制整備事業を開始した関係もありまして、いくつかの地区から、地域ケア会議にてこちらで説明をする機会をいただいております。

引き続き地域に積極的に赴いて周知を図ってまいりたいと考えております。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

続きまして障害福祉課から所管事業の説明をいただけますでしょうか。

○障害福祉課 川端課長補佐

障害福祉課、課長補佐の川端と申します。障害福祉課の事業の実施状況についてご説明いたします。主な事業、3つほど説明をさせていただきます。

まず整理番号8番、障害者成年後見支援センター事業でございます。事業内容としては船橋市援護の障害がある人の法人後見等の受託や、船橋市援護の障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことで、障害者の成年後見制度の利用促進を図るものになっておりまして、令和4年度の実績に関しましては、相談件数7,924件となっております。

続いて、整理番号14番、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）になりますが、こちらの事業の内容といたしましては、成年後見制度を利用する障害者（精神障害者を除く）のうち費用負担が困難な方に対し、成年後見等の報酬助成（市長申立て以外も含む）により障害福祉の増進を図るという内容になっております。

こちら令和4年度の実績に関しましては、23件ということになっております。

つづきまして2枚目、整理番号23番、成年後見制度利用支援事業（市長申立て）でございます。内容としては成年後見の利用が必要にもかかわらず、身寄りがいない等で申立てが出来ない知的障害者に対し、市長申立てを行うというものになっておりまして、こちら令和4年度の実績が3件ということになっております。

すべての事業、継続という形で令和5年度も実施していきたいと考えております。障害福祉課からの報告は以上でございます。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

続きまして生活支援課から所管事業の説明をいただけますでしょうか。

○生活支援課 吉村主幹

生活支援課主幹の吉村と申します。

資料の1枚目、基本方針1の相談支援体制の整備、整理番号9、生活困窮者自立支援の実施のところです。こちらの事業の内容としましては傷病や障害、その他の要因により日常生活や社会生活を営む上で何らかの支障をきたす方々に対して、専門の自立支援相談員が面接や訪問を通して様々な支援を行い、自立の妨げとなる原因を取り除くことを目的に実施しております。生活保護受給者自立支援事業の内容といたしましては日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、そして就労自立に関する支援ということで行っております。参加者につきましてはこちらの令和4年度の実績でございますが、合計で176名、目標達成者は145名、就労が決まった方が16名ということになっております。生活困窮者に対しての自立支援事業として、参加者に対する目標達成率としましては合計で82%に上っており、効果が認められているのではないかとということで評価をしております。

生活支援課からは以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

続きまして保健所保健総務課からご説明をお願いいたします。

○保健所保健総務課 横山課長

保健所保健総務課、横山でございます。

整理番号15番、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）です。

昨年度まで地域保健課で行っていた事業が、組織改正によりまして保健総務課の方へ移ってまいりました。内容につきましては、先ほど障害福祉課からご説明があったものと基本的には同じものでございますが、保健総務課では精神障害をお持ちの方に対してまして助成を行っております。報酬助成件数が33件ということになっておりまして、昨年度よりも増えており、自己評価はAとさせていただきます。

続きまして、次のページ、整理番号24番、成年後見制度利用支援事業（市長申立て）のところでございます。

こちらは成年後見制度が必要にもかかわらず身寄りがいない等の理由で申立てが出来ない精神障害者に対してまして、市長が成年後見人等の開始の申し立てを行うといっ

た事業でございます。こちらの令和4年度実績は4件となっており、令和3年度とくらべましても増加しているということで自己評価はAとさせていただきます。

最後に整理番号30番をご覧ください。

こちらは地域に向けた啓発活動の実施を行ってありまして、地域で精神障害者を支援する民生委員であるとか、障害者福祉事業を対象に普及、啓発、講演会を実施しております。こちらにつきましては令和4年度、このテーマ「精神科治療中断者への支援」ということで講演をさせていただきました。参加者は定員30名のところ43名と大勢の方に参加していただきました。より多くの方に参加していただけたところから自己評価Aとしております。

今後についてもこういった事業を継続していきたいと思っております。保健総務課からは以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。議題1“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”の説明は以上です。

矢部副会長よろしく願いいたします。

○矢部副会長

ただいま市の関係各課から議題1について説明がありましたが、委員の皆様から質問や意見等、何かございますか。

もしよろしければ、最初に私の方から質問をよろしいでしょうか。

整理番号5番、中核機関による相談支援事業の実施のところでありますが、自己評価Bとなっていて後見人からの相談が少ないと記載があります。ここについては増やすための方法、リーフレットも作成してということですが、こちらのリーフレットは新しく選任された人に対して有効かとは思いますが、既存の後見人等に対して、周知の方法などは考えていますか。

もうひとつ、相談支援において、専門職後見人の困っているケースに対しても対応するものとしてよろしいでしょうか。2点お伺いします。

○事務局（中核機関 国島）

中核機関、国島からお答えさせていただきます。

既存の後見人等に向けてというところですが、正直この部分においては不十分のところはあると思っております。現状、工夫しているところとしましては、後見人の方々が実施されている勉強会の集まりなどに出来る限り顔を出させていただいて、中核機関の周知を行っているところです。そのような場などを活用させていただきながら地道に周知を続けていきたいと考えております。

2点目の質問ですが、当然、専門職後見人の方からも相談はお受けしてまいります。権利擁護支援定例会議などで、専門職後見人の方々をバックアップできるような体制も取っておりますので、まずは相談いただけるように周知を図っていくこと

が重要と考えております。

○矢部副会長

ありがとうございました。我々の中にも困っている人がおりますので相談に対応して下さるとのことですね。

そうしましたら他にどなたか質問、意見等ある方いらっしゃいますか。

それでは、森本委員お願いいたします。

○森本委員

森本です。今、後見人に配布される中核機関のリーフレットの話がありましたが、そのところについてお聞かせください。裁判所の方に今年度から配架をしているということですが、これは裁判所に備え置きしている形なのか、それとも後見人が選任された時の書類に同封してもらっているものなのか、まずひとつ確認です。

それから、このリーフレットを見て中核機関に相談があったかどうか確認させてください。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

まず前半の部分について、千葉家庭裁判所市川出張所、柳井より説明させていただきます。

配布方法は、後見等開始審判書謄本の送達時に同封する形で配布しております。チーム支援ということも言われておりますので、専門職・親族問わず一律に同封させていただいております。また、後見人等が交代するような場合、後任の後見人等に対しても、同様の方法で配布しております。

○事務局（中核機関 国島）

後半の部分の回答をいたします。

相談ではなかったのですが、「このリーフレットは何ですか」という問い合わせはいただいたことがございます。リーフレット見て相談しましたという話を頂いたことはないのですが、体感では後見人からの相談は増えてきていると感じております。

正確な数字は今年度終わったところで確認してまいります。

○森本委員

中核機関をどのようにして知ったかということを知ると、効果の程が検証できるかと思っておりますのでご検討いただければと思います。

○矢部副会長

よろしいでしょうか。そうしましたら益永委員お願いします。

○益永委員

ケアマネジャーをしている益永と申します。

教えていただきたいことがございます。整理番号10番、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」のところですが、ケアマネジャーとしてもさーくるに相談させていただくことが多くございます。延べ相談件数が2万件以上あるということで、実際にこの相談に乗っていただける方たちの構成している人数だとか、どのような専門職で構成されているのかなど、教えていただけますでしょうか。

○地域福祉課 忍足課長

地域福祉課です。人員については資料を持ち合わせていないため、正確な人数について申し上げるのはこの場では難しいのですが、市が委託した窓口でございまして、市役所の傍に相談窓口を構えて行っております。今年度から重層的支援体制整備事業を始めた関係で、人数を増やし、20名以上の体制で行っております。

相談は生活困窮に関する問題が最も多くなっております。複合的な問題があり、どこに相談したらよいか分からないケース、また、個人からの相談も受けておりますし、包括など相談事業所からの相談も受けており、必要に応じて繋がりあい個別のプランを検討しております。

専門職は社会福祉士や、家計支援の関係ではファイナンシャルプランナーが対応するなどしております。

○矢部副会長

原田委員お願いいたします。

○原田委員

コスモス成年後見サポートセンターの原田でございます。

今、重層的支援体制整備事業の話がございましたが、船橋市では市が中核機関を直営でやっております、権利擁護という幅広いものを扱うことが中核機関の役割とされており、一方で重層的支援体制整備事業が今季から始まったということで、その部分の棲み分けはどのようにされていますか。今後の課題なのかもしれませんが、私たちもどなたかの相談を受けたときに、市の相談窓口につなぐにあたってルール付けなどがあつたら教えていただけたらと思います。もし現時点で無いようでしたら今後ご検討いただければと思います。

○地域福祉課 忍足課長

今のご質問ですが、さーくるについては相談先が分からない方のご相談をお受けしております。重層的支援体制整備事業というのはさーくるだけではなく、市のさまざまな相談窓口がご相談をお受けして、断らないで様々なところに繋いでいくという形でやっておりますので、どこにご相談いただいても必要なところに繋いでいく形を取っております。権利擁護の事例についても、必要に応じて繋がり合っていくことになっておりますので、安心してご利用いただければと思います。

○事務局（中核機関 国島）

中核機関の立場から今の部分についてお話させていただきます。

イメージといたしましては重層的支援体制整備事業の一部だと思っていただければと思います。実際に中核機関として重層的支援体制整備事業の会議に出席させていただいたこともございます。

また、権利擁護で相談を受けたけれど、他の専門家に繋ぐ必要性がある困りごとがある場合には、さーくるなどにご相談させていただき多機関に繋ぐという対応を取っております。忍足課長からお話があったように、どこに相談しても、繋がる体制を取っております。

○矢部副会長

船橋市の計画の中には消費者被害も権利擁護の一部としてあったと思いますが、そういったものについて、どこに相談しても然るべきところに繋いでいただくという考えでよろしいでしょうか。

○地域福祉課 忍足課長

どこで受けても繋ぐのですが、例えば消費者被害となると消費生活センターなど専門性の高い部署がありますので、課題がはっきりしている場合には敢えて他の場所にいく必要がないと思っております。その後、その部署だけに留まらず、他にも様々な課題がある時に、もっとより繋がりあっていくというものでございます。

重層的支援体制整備事業のメインがさーくるになることは多いと思いますが、必ずしもさーくるが入らなければならないということではありませんし、関連部署が2つ、3つと繋がりあって解決する場合もあると思います。必要に応じて繋がりあっていくものと考えております。

○矢部副会長

ありがとうございます。市民にとっては安心できるお言葉をいただきました。ほかに何かございますか。森本委員お願いします。

○森本委員

整理番号27番の権利擁護サポーター養成講座についてです。整理番号36番にあります市民後見人養成講座のところを見ると、こちらを終了して今後は権利擁護サポーター養成講座として実施していくということですが、もともと市民後見人養成講座の方は法人後見の担い手の育成、実際には支援員という形ですが、その部分を目的として実施していたと思います。

権利擁護サポーター養成講座については、今後も見据えて、障害分野に限らず高齢分野における法人後見の担い手の育成も含め養成していく目的があると、そのような理解でよろしいでしょうか。

○事務局（中核機関 国島）

事務局です。おっしゃるとおり、高齢分野の法人後見も見据えて事業を行ってい

きます。現時点では（障害分野の）法人後見の支援員、そして日常生活自立支援事業の生活支援員等を養成していく形となりますが、たとえば、社会福祉協議会などが法人後見を実施する際、養成した人がその支援員となることも想定しております。

また、権利擁護サポーター養成講座は法人後見の支援員だけではなく、地域の見守り活動をおこなってくださる方も含め、幅広く様々な場面で活躍できる人材の育成を念頭に行っていきたいと考えております。

○森本委員

ありがとうございます。私の所属している弁護士会の方でも、この養成講座に講師を派遣するといったことも当然ありますので、理解しておきたいと思います。

○矢部副会長

私の方からも確認です。整理番号27番、権利擁護サポーター養成講座についてですが、今年度より実施ということで、目的として権利擁護を必要とする人を早期に発見するということがあると思いますが、国の成年後見利用促進、第2期計画では後見人の交代や意思決定支援などが示されている中で、そういったところを権利擁護サポーターが担う形にもっていくということによろしいのでしょうか。サポーターという言い方にしている考えについて確認ができればと思います。

○事務局（中核機関 国島）

権利擁護支援の意識付けを地域の皆さんに持っていただくという目的が大前提にあります。認知症や障害のある方が、自ら助けを求めることができない方が多い中、まわりの方が気づいて支援につなげていかななくてはなりません。地域のみなさんに見守る力や関係機関につなぐ力を持っていただき、本人を支え、地域で安心して住めるようにという考えからサポーターとしております。

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。広報・啓発活動の推進のところですが、私どもセンターの方にも後見制度を使いたい、後見人が必要ではないかという相談が日々寄せられてくるのですが、話を聞くと実際はすぐに後見制度を使わなければならないというよりも、医療、福祉サービスに繋がっていないような相談がとても多いです。

家族やご本人、病院の相談員から相談があるのですが、後見制度というのは利用したらずっと伴走していくことになるので、できれば後見制度ではなくて福祉サービスに繋がる、医療と繋がる方が先ではないですかとお話をさせていただくことが多いです。

後見人向けの研修もありますけれど、福祉サービスの方や病院の相談員など支援者に向けた、正しい成年後見制度の理解というところの研修をしていただけないかと思います。

こういった相談は中核機関へも入っているのでしょうか。その部分についてお聞

かせ下さい。

○事務局（中核機関 国島）

今後の研修のところはご意見として受け止めさせていただきたいと思います。

相談についてですが、中核機関なので当たり前の話ではありますが、成年後見制度を使いたいという相談は多いです。こちらとしましても、話を聞くとご家族の助けや福祉サービスを活用して、支援があれば出来るかたもいらっしゃると思いますので、我々が相談を行う上でも成年後見制度一辺倒にならないよう意識して相談をお受けしております。

○矢部副会長

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは、引き続き事業の推進をお願いいたします。

議題1は以上としまして、“議題2 社会福祉協議会の法人後見実施について”に移ります。事務局からお願いいたします。

○事務局（中核機関 国島）

“議題2、社会福祉協議会の法人後見実施について”説明をいたします。

こちらは議題のとおり、船橋市社会福祉協議会の法人後見について報告させていただくものでございますので、まずは社会福祉協議会の大谷委員からご説明をお願いできますでしょうか。

○社会福祉協議会 大谷委員

船橋市社会福祉協議会の大谷と申します。本日はお時間をいただき、当協議会における法人後見事業につきまして、お話をさせていただきたく、少しお時間を頂戴いたします。

昨年度の第1回の本会議で社会福祉協議会ふなばし高齢者等権利擁護センターの今後についてお話をいただきました。その中で、まず、日常生活自立支援事業にしっかりと取り組んでいく、というところで、待機者解消や事業の周知に努めてまいりました。各関係機関の皆さまのご協力をいただきながら、利用契約者数を増やしまして、昨年4月70名であったところ、本日で92名の契約者となっております。

こうして日常生活自立支援事業に取り組む中で、利用者の中に、千葉県の契約締結審査会から度々後見制度への移行を勧められながら、なかなか話が進まなかった方がいらっしゃいます。この方の後見候補者として私共船橋市社会福祉協議会が法人として後見受任を目指すという方向性をご親族にお示ししたところ、それならば、という話になりました。当協議会としましては、法人後見事業についてはかねてより検討を進めておりましたが、今回のこの機会に1件目の受任の名乗りをあげ、経験を積ませていただきたい旨、この船橋市権利擁護支援等推進協議会の佐藤会長にもご相談させていただき、申立て準備を進めているところでございます。

船橋市社会福祉協議会は、なにぶん、経験もノウハウの蓄積もございませんので、申立てに相当するケースであるのか、当法人が候補者となることに問題がないか、などにつきまして、権利擁護支援等推進協議会の定例会の場でご相談させていただきながら進めたいと考えております。

当面は、私どもの日常生活自立支援事業で契約継続が困難になった方を対象とさせていただきます、経験を積ませていただきたいと思いますと考えております。

今後とも皆さまのお力添えをいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、何卒、よろしくお願いいたします。

○事務局（中核機関 国島）

大谷委員ありがとうございます。

今ご説明がありましたとおり、社会福祉協議会でも法人後見の実施に向けて動きはじめたところでございます。

今後の動きについてですが、社会福祉協議会において法人後見実施に向けて進めていくにあたり、現在、日常生活自立支援事業を利用している方が後見制度の利用が必要と考えられる状況になった場合にその事例を対象に、課題の整理や必要な支援の検討、社会福祉協議会の法人後見を含め、本人の状況に適した後見人候補者の職種の検討について、現在3か月に1度開催しております権利擁護支援定例会議において、助言等をいただけないかと考えております。

検討内容は法人後見を含め誰が適切かという話し合いも想定されますので、受任調整の機能も持たせた形になると思われれます。

船橋市ではまだ、受任調整会議の仕組みができておりませんが、日常生活自立支援事業のケースから事例をひとつひとつ積み重ね、受任調整会議の在り方についても研究していきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○矢部副会長

ただいま社会福祉協議会と事務局から議題2についての説明がございましたが、委員の皆様から質問や意見等、何かございますか。

○森本委員

弁護士会京葉支部の森本です。

私も今回この議題を見たときに、まず何から始めていったらよいかというのを私なりに考えた時に、日常生活自立支援事業の移行というのが一番現実的だなと思っていたので、丁度この話を聞くことができましたので、始まるのが分かって良かったと思います。

そして、この話はいろいろな課題を越えていかなければならないところがあって、例えば先ほどの報告にあった日常生活自立支援事業の人件費の補助など、そういったことで体制を整備していかなければならないですし、財産管理の方はある程度日常生活自立支援事業で経験を積めるかもしれませんが、後見となるとそれ以外の部

分でかなり広くみていかなければならず、まったく性質の違う仕事が増えてきます。

ノウハウのある市川市社会福祉協議会や浦安市社会福祉協議会とも意見交換の場を設けるとか、それから弁護士会を含め専門職の団体もバックアップの方は惜しむものではありませんので、定例会に限らずお助け出来ることがあればと思っております。

是非頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○矢部副会長

ありがとうございます。我々、司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部の方でも全面的に協力させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたしします。

他よろしいでしょうか。そうしましたら、この議題のところについて、本日欠席された佐藤会長から質問を預かっております。2点ございます。

今の一部説明の中で回答があったものもございましたが、確認も含めてということでご了承ください。

ひとつめは、社会福祉協議会の法人後見実施にあたって、日常生活自立支援事業の利用者に限るのかどうかお伺いしたいとのことです。

法人後見実施についてはお金のないケースや困難事例についても実施が期待されているところかと思いますが、そのところのお考えをお聞かせください。まずは1点目お願いたしします。

○社会福祉協議会 大谷委員

1点目の話につきましては、先ほどの話でもご説明いたしましたけれども、当面の間は日常生活自立支援事業で関わりのあった方に限らせていただきたいと思いますと考えております。

○矢部副会長

日常生活自立支援事業の移行について、法人後見をするかどうかのアドバイスは3か月に1回の定例会議で実施していくとのことでした。

お金が無いケースや困難事例に対しては、成年後見センター・リーガルサポートでも法人後見をやっております。虐待などの困難ケース、あとは長期に亘って対応が必要となると、ひとりでは抱えきれず、孤立してしまう恐れがありますので、そのようなケースを法人後見としてやっております。

そういったことを考えると法人後見のニーズは高いのかなと思いますので、いずれはその点も見据えて今後の運営を考えていってもらえればと思います。

それでは2点目の佐藤会長の質問に移ります。受任調整をする場合、候補者の名前についてはどうするのか。また市長申立ての受任調整についてはどうするのか、というお話をいただいております。

この部分について事務局から何かありますか。

○事務局（中核機関 国島）

受任調整の候補者名については以前の協議会で、名簿の提出までは難しいと確認をさせていただいたところですが、千葉県内でも実施されているところは一般的に職種までと聞いております。船橋市でも実施する場合には、現時点では職種までではないかと考えております。

市長申立ての受任調整については、現在検討中ですが、全ての市長申立て事案についてひとつひとつ受任調整を行うことは、現時点では難しいと考えております。

恐らく日常生活自立支援事業の利用者を成年後見制度に移行する際、申し立て人の検討も含め検討することになるかと思っておりますので、その中で市長申立てケースとして受任の調整をすることはあるかと思っております。以上です。

○矢部副会長

事務局から話がありましたが、みなさまいかがでしょうか

受任調整につきましては家庭裁判所としてはいかがでしょうか。現状などを教えていただければと思います。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

千葉家庭裁判所市川出張所の柳井です。

裁判所としては、受任調整の結果を提供いただいて審理する立場にありますので、要望は特にございませませんが、船橋市が受任調整をされるか否かは気になるところでございます。

現状については、受任調整会議では職種までをご検討されているものがほとんどです。個人名まで調整されるケースもあると聞いておりますが、一般的には職種まで特定した結果を提供いただいております。

○矢部副会長

この点について委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、受任調整につきましては今後また検討するという事で、今後はもしかしたら、選任の場面の他に交代の場合もでてくるかと思っておりますので、こちらも検討いただければと思います。

続きまして議題3 “後見人に向けた研修等の実施について”に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中核機関 国島）

続きまして議題3、後見人に向けた研修等の実施について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

こちらの内容につきましては今年度、後見人に向けた研修の実施を検討しており

ます。前回の協議会にて協議させていただいたものでございますが、皆様のご意見をいただき内容を固めさせていただきました。

まず、時期ですが令和6年1月31日（水）18時～20時頃を予定しております。対象については船橋市、または船橋市近隣で活動している専門職の後見人等を対象といたします。前回は船橋市に在勤、在住の方としておりましたが、今後船橋市で活躍していただきたいという思いから、対象者を広くさせていただきました。

また、親族後見人に関しては、前回の協議会でも話がありましたが、課題が違うと思われることから、今回は専門職に限って、とさせていただいたところです。

親族後見人に対しては、認知症や障害の理解、権利擁護の基本的な考えを知ってもらいたいところから、今年度から実施を開始した権利擁護サポーター養成講座を案内していきたいと考えております。

研修のテーマですが、意思決定支援とさせていただきます。講師は、当協議会会長の佐藤彰一先生をお願いをしたいと考えております。国の研修とは違う視点でお話をいただきたく思っております。

目的については資料に記載のとおり、本人の意思が尊重され、ご本人が安心して成年後見制度を活用できるよう、意思決定支援の重要性について共通理解を図るものとしております。

方法についてはより多くの方に参加してもらいたい考えから Webex Meetings を利用した Web 研修とさせていただきます。

募集については各団体様に周知をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局からの説明は以上です。

○矢部副会長

ただいま事務局から議題3について説明がありました。そうしましたら、周知の方法について確認をした方がよろしいでしょうか。本日、各専門職団体の代表の方がいらっしゃっていると思いますが、団体経由でよろしいでしょうか。団体経由でない方がよい、別の方法を取ってくださいという団体はございますか。

（異議なし）

特にないようですので、いままでのとおり各団体経由でよろしいのではないのでしょうか。

専門職向けということは本日の委員皆さん対象となりますか。

○事務局（中核機関 国島）

あくまで、今回は専門職の後見人等に向けた研修とさせていただきます。

○矢部副会長

後見活動をされている専門職の方が対象ということですね。

もし参加できる方がいらっしゃいましたら是非ともお願いいたします。

他に何かご意見、ご質問ございますか。特にないようでしたら、最後に議題4、その他連絡事項等です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中核機関 国島）

最後に連絡事項として、令和6年度のスケジュールについて説明いたします。資料3“令和6年度の取り組みについて”をご覧ください。

権利擁護支援等推進協議会については今年と同様、年2回実施します。

権利擁護支援定例会議につきましては、現在のところ年4回実施を予定しております。議題1でもお話しさせていただいたところですが、こちらの会議では、事例の検討等を行っており、検討する事案も増えてきておりますので、現在回数について増やすかどうか検討を行っているところでございます。検討の結果によっては現在のスケジュールから変更の可能性がありますので、ご了承ください。

最後、人材育成のところで、権利擁護サポーター養成講座についてです。今年は10月と1月に実施いたしました。新規事業で準備の期間が必要だったということもあって1回目は10月にさせていただきました。

来年は時期を少しずらしまして、6月と1月頃にそれぞれ4日間、予定をしております。

来年度はこのようなスケジュールでいきたいという話でございます。以上です。

○矢部副会長

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様から何かございますか。赤川委員お願いいたします。

○赤川委員

船橋医師会の赤川です。

私どもは後見制度の診断書を書く立場として少しお話をしようかと思います。

後見をされる方などの研修はあるのですが、診断書を書く医師に対しての研修がないのはどうかなのかなと思っております。診断に際してはどうしてもブレがあったりします。自立、補助、保佐、後見とタイプがありますが、医師によって同じ事例でも見立てが違うということは結構あり、今の制度の中では医師の裁量に任せてしまうということがあります。介護保険の医師の意見書でも研修がありますので、後見制度でも今後の課題として後見制度の診断書を書く医師に対しての研修があってもよいのではないかと思います。

そのあたりの計画などは考えておられるのでしょうか。

○事務局（中核機関 国島）

専門職に向けた研修はございますが、対象を医師に絞った研修は今のところ企画しておりません。医師に向けての研修ということでご要望があれば、話を展開していくこともあろうかと思います。

○赤川委員

今までの事業ですと医師会を通してという形ですので、仮に研修を検討する場合、医師会に確認をしていただきながらになるかと思えます。

これだけ大きい市で後見制度の枠組みを作っていくのであれば、そういった研修も必要になってくるのではないかと思えます。

よろしく願いいたします。

○事務局（中核機関 国島）

確認をさせていただきたいのですが、仮に医師を対象とした研修を実施する場合、講師の先生というのはどういった方にお願ひし、どういった内容を講義していただくのがよいのでしょうか。

○赤川委員

皆さんご存知のとおり、後見の対象者は知的障害者、精神障害、認知症と、だいたい3つに分けられますが、精神障害は精神科の医師が記入します。知的障害もほとんど精神科の医師が記載するのですが、認知症については医師が書きやすいように診断書のフォーマットが変わって内科の医師も書いていいですというようになってきました。ですから、そのあたり精神活動性の専門的な研修を内科の先生が受けておられませんので、いくつかの事例で精神科の医師が診ている見立てと違った見立てになっていることがあります。

講師については、日常的に後見の診断書を書いておられる医師、精神科の医師で精神保健指定医がふさわしいのではないかと思えます。よろしく願いいたします。

○事務局（中核機関 国島）

ありがとうございます。

ご意見として受け止めさせていただければと思えます。

○矢部副会長

出来ればさまざまな方からお話しをいただきたいと思えますが、他に何かございますか。

○渡邊委員

精神保健福祉士協会の渡邊といいます。

今、定年退職された方が第2の人生として精神保健福祉士を取って、それで成年後見人を引き受ける方が増えてきており、60歳を超えた方が精神科病院に学生として実習にこられるという現状がございます。その方たちが臨床を経て、精神保健福祉士協会ですとクローバーという団体があり、そちらの認定研修を受けて開業される方がいるのですが、実際にどのような活動をしているのか私も分からないところがございます。精神障害者との関わりを理解されているのかどうか心配なところが

ありますので、そのフォローアップといいますか、積極的な実習だとか、そういうことをやってみるのもいいのではないかと思います。

精神障害者の協議会もありますし、そこでボランティア養成講座もやっています。1年間に1クールで9回の講座、そのうち2回は精神科のデイケア、地域の事業所などの見学実習などもありますので、そうしたものを取り入れてもよいのではないかと思います。意見です。

○矢部副会長

ありがとうございます。小島委員からは何かございますか。

○小島委員

この会議は3回目になるのですが、なかなか分からないながらも参加させていただき、とても勉強になります。ありがとうございます。

○矢部副会長

ひとつだけよろしいでしょうか。前回の協議会から議題にあがっているところですが、中核機関について、現在2名体制ということですが、体制強化を是非期待したいところです。今まで家庭裁判所に全てお願いしていたところが、今後中核機関でも受け止めていかなければなりませんし、国からも市町村が主体となってという形になっておりますので、中核機関の体制はますます重要になるものと思います。特にマンパワーの部分の強化が必要かと思っておりますので是非お願いいたします。

そうしましたら、家庭裁判所の方から何かございますか。

○千葉家庭裁判所 相澤主任書記官

千葉家庭裁判所、主任書記官の相澤でございます。

今日は議論を聞かせていただきまして大変勉強になりました。

今お話しがありました、中核機関の機能の充実のところは家庭裁判所としても期待しているところでありまして、また、裁判所で出来ることは限られているのですが、協力できることであれば連携を深めていきたいと考えております。

裁判所に対する要望、相談など、何かございましたら遠慮なく、本庁や市川出張所どちらでも構いませんのでご連絡をいただければと思います。本日はありがとうございました。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

本日は大変有意義な時間を過ごさせていただき、ありがとうございました。相澤からも話がありましたように、中核機関の強化というところに絡みますけれども、福祉行政と司法の部門が連携を強化していきましょう、というのが国の第2期計画以降言われているところでございます。全国的にみると受任者調整会議に見学させていただくような動きもあると聞いております。千葉県では、まだそこまでの動き

はないのですが、調整が整えば積極的に勉強させていただきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○矢部副会長

他無いようでしたら、最後に事務局の方から事務連絡をお願いいたします。

3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

最後に本日はお忙しい中、令和5年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

次回の協議会につきましては、来年度の5月頃を予定しております。近くなりましたら開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。事務局からは以上です。

○矢部副会長

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

（ 閉 会 ）